政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和六年一月三十日

神奈川県選挙管理委員会
委員長　保　阪　　努

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
井上　賢二	井上けんじ後援会	五、五、一
源波　正保	げんなみ正保後援会	五、一〇、三〇
斎藤　真二	斉藤しんじ後援会	五、一一、一六
鈴木　道子	鈴木みちこ後援会	五、一二、二五
髙田　明美	髙田明美後援会	五、一二、一五
田中志摩子	田中しま子後援会	五、四、三〇
日吉　弘子	日吉ひろ子後援会	五、一一、一四
平田裕太郎	平田裕太郎後援会	五、一一、三〇
福地　茂	ふくち茂後援会	五、一一、一四

松下賢一郎	松下賢一郎後援会	五、四、二四
山下　博己	山下ひろき後援会	五、一二、一九
渡辺　　均	渡辺均後援会	五、一二、五